

○南相馬市スポーツ施設条例

平成18年1月1日

条例第199号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与するため、南相馬市スポーツ施設(以下「スポーツ施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にスポーツ施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) スポーツ施設の管理及び運営に関する業務
- (2) スポーツ施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) スポーツ施設の利用許可等に関する業務
- (4) 利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (5) 利用料金の減額及び免除に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ施設の管理運営上市長が必要と認める業務

(指定管理者の公募)

第5条 市長は、指定管理者にスポーツ施設の管理を行わせようとするときには規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。ただし、スポーツ施設の適正な管理を確保するため市長が特に認めたときは、この限りではない。

(指定管理者の指定の手続)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) サービスの向上を図ることができるものであること。
- (3) スポーツ施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (4) スポーツ施設の管理を安定して行うための物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (5) 地域住民、団体や行政との連携を図ることができるものであること。
- (6) 業務上知り得た個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

第2条第1項に規定する個人情報という。第8条及び第28条において同じ。)を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。

(7) その他公の施設の性質又は目的に応じて市長が定める基準

(指定管理者の指定等の公告)

第7条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第12条第1項の規定により、指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告するものとする。

(管理の基準)

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準により、スポーツ施設の管理に関する業務を行わなければならない。

(1) この条例の規定を遵守し、適正なスポーツ施設の運営を行うこと。

(2) 利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。

(3) 個人情報の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(4) 施設又は設備器具の維持管理を適切に行うこと。

(協定の締結)

第9条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長とスポーツ施設の管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第12条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項

(2) 利用料金の収入の実績に関する事項

(3) 管理経費の収支状況に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるスポーツ施設の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第11条 市長は、スポーツ施設の管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第12条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者によるスポーツ施設の管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理

者に損害が生じて、市長は、その賠償の責めを負わない。

（休館日等）

第 13 条 スポーツ施設の休館日又は休場日（以下「休館日等」という。）は、1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休館日等を変更し、又は臨時に休館日等を定めることができる。

（開館時間等）

第 14 条 スポーツ施設の開館時間又は開場時間は、別表第 2 のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（利用の許可）

第 15 条 スポーツ施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可にスポーツ施設の管理上必要な条件を付することができる。

（利用期間）

第 16 条 スポーツ施設は、規則で定める期間を超えて利用することはできない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

（利用許可の制限）

第 17 条 指定管理者は、スポーツ施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、スポーツ施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) スポーツ施設又はその附帯施設を損傷するおそれがあるとき。
- (3) スポーツ施設の管理上適当でないと認めるとき。

（物品販売等の許可）

第 18 条 スポーツ施設の利用者（以下「利用者」という。）のうち、スポーツ施設において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) その他スポーツ施設の目的外利用に関する行為

2 第 15 条第 2 項及び前条の規定は、前項の許可に準用する。

（許可の手續）

第 19 条 第 15 条第 1 項及び前条の許可の手續について必要な事項は、規則で定める。

（許可の取消し等）

第 20 条 利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 15 条第 1 項の規定による許可については指定管理者が、第 18 条第 1 項の規定による許可については市長が、その許可を取り消し、又はスポーツ施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 第 17 条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) この条例若しくはこれに基づく規則又は指定管理者の指示に違反したとき。

(3) 公用又は公共用に供するとき。

- 2 前項の規定により利用者が損害を受けることがあっても、市長及び指定管理者はその責めを負わない。

(利用料金の納付等)

第21条 利用者は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表第3に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。

(利用料金の収入)

第22条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第23条 指定管理者は、スポーツ施設を公用、公共用又は公益事業の用に供する場合において、利用料金を納めさせることが適当でないと認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第24条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別な理由があるとき、その利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第25条 利用者は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第26条 利用者は、スポーツ施設の利用が終了したとき、又は第20条第1項の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設、設備等を原状に回復しなければならない。

- 2 利用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者又は市においてこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第27条 指定管理者及び利用者は、故意又は過失により、スポーツ施設、設備、備品等をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があるとき、この限りではない。

(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)

第28条 指定管理者及びスポーツ施設の管理に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、スポーツ施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても、同様と

する。

（市長による管理）

第29条 第13条から第17条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第26条、第27条及び別表第3の規定は、指定管理者に代わって、市長がスポーツ施設の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第13条から第17条まで及び第20条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第20条第2項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、第21条第1項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」とあるのは「額とする」と、第23条及び第24条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第26条第2項中「指定管理者又は市」とあるのは「市」と、第27条中「指定管理者及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

（委任）

第30条 この条例に定めるもののほか、スポーツ施設の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小高町民運動場設置条例（昭和54年小高町条例第14号）、小高町町民運動場夜間照明施設設置条例（昭和54年小高町条例第25号）、小高町体育センター条例（平成14年小高町条例第38号）、鹿島町スポーツ施設条例（平成6年鹿島町条例第11号）、鹿島町民体育館条例（昭和45年鹿島町条例第34号）、鹿島町夜間照明施設条例（昭和63年鹿島町条例第14号）、鹿島町営野球場の設置及び管理に関する条例（平成13年鹿島町条例第6号）又は原町市スポーツ施設条例（昭和49年原町市条例第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第243号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の規定は、平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成20年条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の南相馬市スポーツ施設条例（以下「改正後の条例」という。）の例により行うことができる。
- 3 この条例の施行前に改正前の南相馬市スポーツ施設条例の規定によりなされた申請、処

分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

（南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正）

- 4 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例（平成18年南相馬市条例第123号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成20年条例第56号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までになされた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正）

- 3 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例（平成18年南相馬市条例第123号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成23年条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に、改正前の南相馬市スポーツ施設条例の規定によりなされた申請、処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の南相馬市スポーツ施設条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

（南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正）

- 3 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例（平成18年南相馬市条例第123号）の一部を次のように改める。

（次のよう略）

（南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金の特例に関する条例の一部改正）

- 4 南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金の特例に関する条例（平成22年南相馬市条例第15号）の一部を次のように改める。

（次のよう略）

附 則（平成25年3月27日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一

部改正)

- 2 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例(平成18年南相馬市条例第123号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金の特例に関する条例の一部改正)

- 3 南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金の特例に関する条例(平成22年南相馬市条例第15号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成25年8月8日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正)

- 2 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例(平成18年南相馬市条例第123号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金の特例に関する条例の一部改正)

- 3 南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金の特例に関する条例(平成22年南相馬市条例第15号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成27年9月28日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 鹿島体育館の利用に係る募集、申請その他利用のために必要な準備行為及び指定管理の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の南相馬市スポーツ施設条例(以下「改正後の条例」という。)の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の南相馬市スポーツ施設条例の規定によりなされた申請、処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

(南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正)

- 4 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例(平成18年南相馬市条例第123号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金の特例に関する条例の一部改正)

- 5 南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金の特例に関する条例（平成22年南相馬市条例第15号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成28年9月23日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 南相馬市パークゴルフ場の指定管理の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の南相馬市スポーツ施設条例の例により行うことができる。

（南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正）

- 3 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例（平成18年南相馬市条例第123号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和5年3月28日条例第2号抄）

（施行期日）

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月3日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の南相馬市民プールの利用に係る募集、申請その他利用のために必要な準備行為及び指定管理の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の南相馬市スポーツ施設条例（以下「改正後の条例」という。）の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行前に改正前の南相馬市スポーツ施設条例の規定によりなされた申請、処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

（南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正）

- 4 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例（平成18年南相馬市条例第123号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金の特例に関する条例の一部改正）

- 5 南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金の特例に関する条例（平成22年南

相馬市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和 5 年 9 月 29 日条例第 33 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正)

2 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例(平成 18 年南相馬市条例第 123 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金の特例に関する条例の一部改正)

3 南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金の特例に関する条例(平成 22 年南相馬市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表第 1(第 2 条関係)

名称	位置
小高体育センター	南相馬市小高区関場一丁目 77 番地
小高東部運動場	南相馬市小高区蛭沢字藤沼 50 番地の 1
小高中部運動場	南相馬市小高区関場二丁目 29 番地
小高片草運動場	南相馬市小高区片草字南原 46 番地の 1
鹿島体育館	南相馬市鹿島区横手字川原 186 番地の 1
千倉体育館	南相馬市鹿島区鹿島字北千倉 20 番地
前川原体育館	南相馬市鹿島区角川原字前川原 69 番地の 1
千倉グラウンド	南相馬市鹿島区鹿島字北千倉 24 番地の 1
前川原グラウンド	南相馬市鹿島区角川原字前川原 69 番地の 1
千倉テニスコート	南相馬市鹿島区鹿島字北千倉 24 番地の 1
みちのく鹿島球場	南相馬市鹿島区南右田字榎内 146 番地の 1
南相馬市パークゴルフ場	南相馬市鹿島区川子字大迫 2 番地
雲雀ヶ原陸上競技場	南相馬市原町区中太田字天狗田 96 番地
夜の森公園テニスコート	南相馬市原町区三島町一丁目 88 番地
南相馬市テニスコート	南相馬市原町区高見町一丁目 5 番地
南相馬市弓道場	南相馬市原町区三島町一丁目 67 番地の 1
南相馬市野球場	南相馬市原町区桜井町二丁目 166 番地
南相馬市民プール	南相馬市原町区桜井町二丁目 166 番地
小川町体育館	南相馬市原町区小川町 322 番地の 1
南相馬市サッカー場	南相馬市原町区高見町一丁目 5 番地
北新田運動場	南相馬市原町区北新田字諏訪 231 番地の 1
北新田野球場	南相馬市原町区北新田字諏訪 231 番地の 3

南相馬市相撲場	南相馬市原町区桜井町二丁目 3 3 3 番地
栄町柔剣道場	南相馬市原町区栄町二丁目 4 2 番地

別表第 2（第 1 4 条関係）

施設区分	開館時間又は開場時間
1 小高体育センター、小高東部運動場、小高片草運動場（テニスコート）、鹿島体育館、千倉体育館、前川原体育館、千倉グラウンド、千倉テニスコート、南相馬市テニスコート、南相馬市弓道場、南相馬市野球場、小川町体育館、南相馬市相撲場及び栄町柔剣道場	午前 9 時から午後 9 時まで
2 南相馬市パークゴルフ場	4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで 午前 9 時から午後 5 時まで 1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日まで 午前 9 時から午後 4 時まで
3 南相馬市民プール	午前 1 0 時から午後 8 時 3 0 分まで
4 上欄に掲げる施設以外の施設	午前 9 時から午後 5 時まで

別表第 3（第 2 1 条関係）

1 基本施設利用料金

施設	区分				単位	利用料金 (単位：円)	
小高体育センター	競技場全面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	1,140	
				市外	1時間	1,710	
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	2,280	
				市外	1時間	2,850	
		営利目的の場合				1時間	3,990
	競技場半面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	570	
				市外	1時間	850	
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	1,140	
				市外	1時間	1,420	
		営利目的の場合				1時間	1,990
	個人利用 (1回券)	大人				1回	100
		高校生				1回	50
		小中学生				1回	20
	個人利用 (回数券)	大人				12回	1,000
		高校生				12回	500
		小中学生				12回	200
小高東部	全面貸切り利用	非営利目的	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	無料	

運動場	用	非営利目的の場合	とする場合	市外	1時間	630
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	無料
			とする場合	市外	1時間	1,050
		営利目的の場合			1時間	1,470
小高中部運動場	全面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	無料
			とする場合	市外	1時間	630
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	無料
			とする場合	市外	1時間	1,050
		営利目的の場合			1時間	1,470
小高片草運動場（運動場）	全面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	無料
			とする場合	市外	1時間	630
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	無料
			とする場合	市外	1時間	1,050
		営利目的の場合			1時間	1,470
小高片草運動場（テニスコート）	1面貸切り利用	非営利目的の場合		市内	1時間	1,050
				市外	1時間	1,570
		営利目的の場合			1時間	3,670
		個人利用（1回券）	大人		1回	200
			高校生		1回	100
			小中学生		1回	50
	個人利用（回数券）	大人			12回	2,000
		高校生			12回	1,000
		小中学生			12回	500
	個人利用（年間利用券）	大人			年間	6,000
		高校生			年間	3,000
		小中学生			年間	1,500
鹿島体育館	競技場全面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	1,140
			とする場合	市外	1時間	1,710
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	2,280
			とする場合	市外	1時間	2,850
		営利目的の場合			1時間	3,990
	競技場半面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	570
			とする場合	市外	1時間	850
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	1,140
			とする場合	市外	1時間	1,420
		営利目的の場合			1時間	1,990
	個人利用（1	大人			1回	100

	回券)	高校生			1回	50
		小中学生			1回	20
	個人利用(回数券)	大人			12回	1,000
		高校生			12回	500
		小中学生			12回	200
	多目的ホール1区画貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	210
				市外	1時間	310
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	420
				市外	1時間	520
		営利目的の場合				1時間
千倉体育館		競技場全面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間
	市外				1時間	1,710
	体育競技以外を目的とする場合			市内	1時間	2,280
				市外	1時間	2,850
	営利目的の場合				1時間	3,990
	競技場半面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	570
				市外	1時間	850
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	1,140
				市外	1時間	1,420
		営利目的の場合				1時間
	個人利用(1回券)	大人			1回	100
		高校生			1回	50
		小中学生			1回	20
	個人利用(回数券)	大人			12回	1,000
高校生			12回	500		
小中学生			12回	200		
前川原体育館	競技場全面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	1,140
				市外	1時間	1,710
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	2,280
				市外	1時間	2,850
		営利目的の場合				1時間
	競技場半面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	570
				市外	1時間	850
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	1,140
				市外	1時間	1,420
		営利目的の場合				1時間
	個人利用	大人			1回	100

	(1 回 券)	高 校 生			1 回	5 0	
		小 中 学 生			1 回	2 0	
	個 人 利 用 (回 数 券)	大 人			1 2 回	1 , 0 0 0	
		高 校 生			1 2 回	5 0 0	
		小 中 学 生			1 2 回	2 0 0	
千 倉 グ ラ ウ ン ド	全 面 貸 切 り 利 用	非 営 利 目 的 の 場 合	体 育 競 技 を 目 的 と す る 場 合	市 内	1 時 間	無 料	
			体 育 競 技 以 外 を 目 的 と す る 場 合	市 外	1 時 間	6 3 0	
				市 内	1 時 間	無 料	
			市 外	1 時 間	1 , 0 5 0		
		営 利 目 的 の 場 合			1 時 間	1 , 4 7 0	
		前 川 原 グ ラ ウ ン ド	全 面 貸 切 り 利 用	非 営 利 目 的 の 場 合	体 育 競 技 を 目 的 と す る 場 合	市 内	1 時 間
体 育 競 技 以 外 を 目 的 と す る 場 合	市 外				1 時 間	6 3 0	
	市 内				1 時 間	無 料	
市 外	1 時 間				1 , 0 5 0		
営 利 目 的 の 場 合				1 時 間	1 , 4 7 0		
千 倉 テ ニ ス コ ー ト	1 面 貸 切 り 利 用			非 営 利 目 的 の 場 合			市 内
		市 外	1 時 間				1 , 5 7 0
		営 利 目 的 の 場 合			1 時 間	3 , 6 7 0	
	個 人 利 用 (1 回 券)	大 人			1 回	2 0 0	
		高 校 生			1 回	1 0 0	
		小 中 学 生			1 回	5 0	
	個 人 利 用 (回 数 券)	大 人			1 2 回	2 , 0 0 0	
		高 校 生			1 2 回	1 , 0 0 0	
		小 中 学 生			1 2 回	5 0 0	
	個 人 利 用 (年 間 利 用 券)	大 人			年 間	6 , 0 0 0	
		高 校 生			年 間	3 , 0 0 0	
		小 中 学 生			年 間	1 , 5 0 0	
	み ち の く 鹿 島 球 場	全 面 貸 切 り 利 用	非 営 利 目 的 の 場 合	体 育 競 技 を 目 的 と す る 場 合	市 内	1 時 間	7 0 0
				体 育 競 技 以 外 を 目 的 と す る 場 合	市 外	1 時 間	1 , 0 5 0
					市 内	1 時 間	1 , 4 0 0
市 外				1 時 間	1 , 7 5 0		
営 利 目 的 の 場 合			1 時 間	2 , 4 5 0			
南 相 馬 市 パ ー ク ゴ ル フ 場	個 人 利 用 (1 回 券)	大 人			1 回	5 0 0	
		高 校 生 及 び 小 中 学 生			1 回	2 5 0	
	個 人 利 用 (回 数 券)	大 人			1 2 回	5 , 0 0 0	
		高 校 生 及 び 小 中 学 生			1 2 回	2 , 5 0 0	
雲 雀 ケ 原	全 面 貸 切 り 利 用	非 営 利 目 的 の 場 合	体 育 競 技 を 目 的 と す る 場 合	市 内	1 時 間	5 2 0	

陸上競技場		利用目的の場合	とする場合	市外	1時間	780
			体育競技以外を	市内	1時間	1,040
			目的とする場合	市外	1時間	1,300
		営利目的の場合			1時間	1,820
	個人利用 (1回券)	大人			1回	100
		高校生			1回	50
		小中学生			1回	20
	個人利用 (回数券)	大人			12回	1,000
		高校生			12回	500
		小中学生			12回	200
夜の森公園テニスコート	1面貸切り利用	非営利目的の場合		市内	1時間	260
				市外	1時間	390
		営利目的の場合			1時間	910
		大人			1回	100
	個人利用 (1回券)	高校生			1回	50
		小中学生			1回	20
		大人			12回	1,000
	個人利用 (回数券)	高校生			12回	500
		小中学生			12回	200
		大人			年間	3,000
南相馬市テニスコート	1面貸切り利用	非営利目的の場合		市内	1時間	1,050
				市外	1時間	1,570
		営利目的の場合			1時間	3,670
		大人			1回	200
	個人利用 (1回券)	高校生			1回	100
		小中学生			1回	50
		大人			12回	2,000
	個人利用 (回数券)	高校生			12回	1,000
		小中学生			12回	500
		大人			年間	6,000
	個人利用 (年間利用券)	高校生			年間	3,000
		小中学生			年間	1,500

南 相 馬 市 弓道場	全面貸切り利用	非営利目的の場合		市内	1 時間	5 2 0
				市外	1 時間	7 8 0
		営利目的の場合		1 時間	1 , 8 2 0	
	個人利用 (1 回 券)	大人		1 回	1 0 0	
		高校生		1 回	5 0	
		小中学生		1 回	2 0	
	個人利用 (回数 券)	大人		1 2 回	1 , 0 0 0	
		高校生		1 2 回	5 0 0	
		小中学生		1 2 回	2 0 0	
	個人利用 (年 間 利 用 券)	大人		年間	3 , 0 0 0	
高校生		年間	1 , 5 0 0			
小中学生		年間	6 0 0			
南 相 馬 市 野球場	全面貸切り利用	非 営 利 目 的 の 場 合	体育競技を目的とする場合	市内	1 時間	5 2 0
			体育競技以外を目的とする場合	市外	1 時間	7 8 0
				市内	1 時間	1 , 0 4 0
			市外	1 時間	1 , 3 0 0	
		営利目的の場合		1 時間	1 , 8 2 0	
南 相 馬 市 民プール	1 コース貸切り利用	非営利目的の場合		市内	1 時間	1 , 2 5 0
				市外	1 時間	1 , 8 7 0
		営利目的の場合		1 時間	4 , 3 7 0	
	個人利用 (1 回 券)	大人		1 回	5 0 0	
		高校生		1 回	2 0 0	
		小中学生		1 回	1 0 0	
	個人利用 (回数 券)	大人		1 2 回	5 , 0 0 0	
		高校生		1 2 回	2 , 0 0 0	
		小中学生		1 2 回	1 , 0 0 0	
	個人利用 (年 間 利 用 券)	大人		年間	2 2 , 5 0 0	
高校生		年間	9 , 0 0 0			
小中学生		年間	4 , 5 0 0			
小 川 町 体 育 館	競技場全面貸切り利用	非 営 利 目 的 の 場 合	体育競技を目的とする場合	市内	1 時間	1 , 1 4 0
			体育競技以外を目的とする場合	市外	1 時間	1 , 7 1 0
				市内	1 時間	2 , 2 8 0
			市外	1 時間	2 , 8 5 0	
	営利目的の場合		1 時間	3 , 9 9 0		
	競技場半面貸切り利用	非 営 利 目 的 の 場 合	体育競技を目的とする場合	市内	1 時間	5 7 0
体育競技以外を目的とする場合			市外	1 時間	8 5 0	
			市内	1 時間	1 , 1 4 0	

			目的とする場合	市外	1時間	1,420
		営利目的の場合			1時間	1,990
	個人利用 (1回券)	大人			1回	100
		高校生			1回	50
		小中学生			1回	20
	個人利用 (回数券)	大人			12回	1,000
		高校生			12回	500
		小中学生			12回	200
	多目的ホール 1区画貸切り 利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	210
				市外	1時間	310
体育競技以外を目的とする場合			市内	1時間	420	
			市外	1時間	520	
営利目的の場合			1時間	730		
南相馬市 サッカー場	全面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	1,050
				市外	1時間	1,570
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	2,100
				市外	1時間	2,620
		営利目的の場合			1時間	3,670
北新田運動場(第1運動場)	全面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	630
				市外	1時間	940
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	1,260
				市外	1時間	1,570
		営利目的の場合			1時間	2,200
	半面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	310
				市外	1時間	460
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	620
				市外	1時間	770
		営利目的の場合			1時間	1,080
北新田運動場(第2運動場)	全面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	420
				市外	1時間	630
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	840
				市外	1時間	1,050
		営利目的の場合			1時間	1,470
	半面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	210
				市外	1時間	310
			体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	420
				市外	1時間	520

		営利目的の場合		1 時間	7 3 0		
	個人利用 (1 回 券)	大人		1 回	1 0 0		
		高校生		1 回	5 0		
		小中学生		1 回	2 0		
	個人利用 (回数 券)	大人		1 2 回	1 , 0 0 0		
		高校生		1 2 回	5 0 0		
		小中学生		1 2 回	2 0 0		
	個人利用 (年 間 利 用 券)	大人		年間	3 , 0 0 0		
		高校生		年間	1 , 5 0 0		
		小中学生		年間	6 0 0		
北 新 田 野 球 場	全面貸切り利 用	非 営 利 目 的 の 場 合	体育競技を目的とする場合	市内	1 時間	5 2 0	
			体育競技以外を 目的とする場合	市外	1 時間	7 8 0	
				市内	1 時間	1 , 0 4 0	
			市外	1 時間	1 , 3 0 0		
		営利目的の場合			1 時間	1 , 8 2 0	
		南 相 馬 市 相 撲 場	全面貸切り利 用	非営利目的の場合		市内	1 時間
市外	1 時間					1 , 0 6 0	
営利目的の場合				1 時間	2 , 4 8 0		
個人利用 (1 回 券)	大人		1 回	1 1 0			
	高校生		1 回	6 0			
	小中学生		1 回	3 0			
個人利用 (回数 券)	大人		1 2 回	1 , 1 0 0			
	高校生		1 2 回	6 0 0			
	小中学生		1 2 回	3 0 0			
個人利用 (年 間 利 用 券)	大人		年間	3 , 3 0 0			
	高校生		年間	1 , 8 0 0			
	小中学生		年間	9 0 0			
栄 町 柔 剣 道 場	講和室全面貸 切り利用		非営利目的の場合		市内	1 時間	1 , 0 5 0
					市外	1 時間	1 , 5 7 0
			営利目的の場合			1 時間	3 , 6 7 0
	講和室半面貸 切り利用		非営利目的の場合		市内	1 時間	5 2 0
		市外			1 時間	7 8 0	
		営利目的の場合			1 時間	1 , 8 2 0	
	柔剣道場全面 貸切り利用	非営利目的の場合		市内	1 時間	1 , 0 5 0	
				市外	1 時間	1 , 5 7 0	
		営利目的の場合			1 時間	3 , 6 7 0	
	柔剣道場半面	非営利目的の場合		市内	1 時間	5 2 0	

	貸切り利用	市外	1 時間	7 8 0
		営利目的の場合	1 時間	1 , 8 2 0
	個人利用 (1 回 券)	大人	1 回	1 0 0
		高校生	1 回	5 0
		小中学生	1 回	2 0
	個人利用 (回数 券)	大人	1 2 回	1 , 0 0 0
		高校生	1 2 回	5 0 0
		小中学生	1 2 回	2 0 0
	個人利用 (年 間 利 用 券)	大人	年間	3 , 0 0 0
		高校生	年間	1 , 5 0 0
		小中学生	年間	6 0 0

備考

- 1 「市内」とは、利用する者が南相馬市に住所又は勤務先若しくは通学先を有する場合をいい、「市外」とは、その他の場合をいう（以下同じ。）。
- 2 小高体育センター、鹿島体育館、千倉体育館、前川原体育館及び小川町体育館の個人利用 1 回における利用時間の区分は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 午前 9 時から正午まで
 - (2) 正午から午後 3 時まで
 - (3) 午後 3 時から午後 5 時まで
 - (4) 午後 5 時から午後 7 時まで
 - (5) 午後 7 時から午後 9 時まで
- 3 小高片草運動場（テニスコート）、千倉テニスコート及び南相馬市テニスコートの個人利用 1 回における利用時間の区分は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 午前 9 時から午前 1 1 時まで
 - (2) 午前 1 1 時から午後 1 時まで
 - (3) 午後 1 時から午後 3 時まで
 - (4) 午後 3 時から午後 5 時まで
 - (5) 午後 5 時から午後 7 時まで
 - (6) 午後 7 時から午後 9 時まで
- 4 雲雀ヶ原陸上競技場、夜の森公園テニスコート及び北新田運動場（第 2 運動場）の個人利用 1 回における利用時間の区分は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 午前 9 時から正午まで
 - (2) 正午から午後 5 時まで
- 5 南相馬市弓道場、南相馬市相撲場及び栄町柔剣道場の個人利用 1 回における利用時間の区分は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 午前 9 時から正午まで
 - (2) 正午から午後 5 時まで
 - (3) 午後 5 時から午後 9 時まで

6 貸切り利用する者が入場者から入場料を徴収する場合の利用料金は、この表の10割増しとする。

2 附帯設備利用料金

設備	区分			単位	利用料金 (単位：円)
みちのく鹿島球場 スコアボード、南相馬市 野球場スコア ボード	非 営 利 目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1 時間	1 0 0
			市外	1 時間	1 5 0
		体育競技以外を目 的とする場合	市内	1 時間	2 0 0
			市外	1 時間	2 5 0
	営利目的の場合			1 時間	3 5 0
みちのく鹿島球場 本部席	非 営 利 目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1 時間	1 0 0
			市外	1 時間	1 5 0
		体育競技以外を目 的とする場合	市内	1 時間	2 0 0
			市外	1 時間	2 5 0
	営利目的の場合			1 時間	3 5 0
みちのく鹿島球場 放送設備、南相馬市 野球場放送設備	非 営 利 目 的の場合	体育競技を目的と する場合	市内	1 時間	1 0 0
			市外	1 時間	1 5 0
		体育競技以外を目 的とする場合	市内	1 時間	2 0 0
			市外	1 時間	2 5 0
	営利目的の場合			1 時間	3 5 0
温水シャワー				1 回	1 0 0

備考

- 1 暖房を利用する場合は、燃料費の実費相当額を徴する。
- 2 貸切り利用する者が入場者から入場料を徴収する場合の利用料金は、この表の10割増しとする。

3 電気設備利用料金

設備	区分	単位	利用料金 (単位：円)
小高東部運動場	1面	1時間	2,100
小高片草運動場(テニスコート)	1面	1時間	200
千倉グラウンド	1面	30分	1,050
千倉テニスコート	1面	1時間	200
南相馬市野球場	全灯	1時間	6,940
	半灯	1時間	3,470
南相馬市テニスコート	1面	1時間	200

4 附属備品利用料金

設備	区分	単位	利用料金 (単位：円)
----	----	----	----------------

南相馬市パークゴルフ場	クラブ	1 回	1 5 0
	ボール	1 回	5 0